総合医学会報告

シンポジウム：「誤認防止：「確認」行為をあらためて考える」

薬剤部における誤認防止の取り組み

山下大輔†

第72回国立病院総合医学会
（2018年11月10日　於　神戸）

IRYO　Vol. 74　No. 8／9（381－382）2020

要旨　医薬品誤認の発生誘因として，医薬品自体に関することと，システムに関連することがある．医薬品自体に関することとしては，医薬品の名称や外観の類似や，多規格の採用がある．類似した名称の医薬品を採用している場合は，どちらか一つもしくは両方の医薬品を違う商品名の後発品に変更する等により誤認防止の対策ができる．システムに関連する対策としては，電子カルテ上の医薬品の表示色を変更することがある．医療安全上のハイリスク薬や抗悪性腫瘍薬等の表示を他の医薬品と違う色に変えることにより，注意喚起を行い誤認防止対策を行っている．また，類似名称の医薬品の前に薬効を表示することにより，オーダー時の誤認を防ぐことができる．その他，薬剤師は病棟業務を行う上で直接患者の不利益を回避する等，さまざまな場面で医薬品の誤認防止に取り組んでいる．

キーワード　医薬品，誤認防止，医療安全

はじめに

医薬品に関する医療事故は例年多数報告されており，医薬品の誤認防止の取り組みは医療安全上とても重要と考えられる．日本で薬価基準に収載されている医薬品の品目は約16,000あり，内服薬と外用薬だけでも約13,000品目ある．これは，入院時に患者が持参する可能性がある医薬品が，13,000品目もあるということになる．また，近年では後発品の使用が推進されており，後発品への採用変更にともない商品名が変更となり，混乱の原因となることもある．このような中で，医薬品を誤認しないことはとても困難であり，日々さまざまな取り組みが必要となる．今回は，医薬品の誤認を防止するために京都医療センター（当院）薬剤部で行っている誤認防止の取り組みについて紹介する．

取り組み

医薬品誤認の発生誘因として，医薬品自体に関連すること，システムに関連すること，２つに分けて取り組みを紹介したい．

医薬品自体に関連することとして，商品名が類似している場合がある．例として降圧薬のアムロジピン（商品名ノルバスク®）と抗悪性腫瘍薬のタモキシフェン（商品名ノルバデックス®）を両方採用している場合がある．商品名が類似しているため，調剤時の取り間違いによる誤認や，オーダー入力時の選択間違いによる誤認がおこる可能性がある．この場合の防止策として，どちらか一方または両方を商品名が違う後発品に採用変更することがある．これにより，商品名がアムロジピンとタモキシフェンとなり名称が類似していることによる誤認を防ぐこと

国立病院機構京都医療センター　薬剤部　†薬剤師
著者連絡先：山下大輔　国立病院機構京都医療センター　薬剤部　〒612-8555　京都府京都市伏見区深草向畑１－１
e-mail：yamashita.daisuke.ts@mail.hosp.go.jp
（2019年６月18日受付，2020年６月12日受理）
Efforts to Prevent Prescription Errors in the Pharmacy Department
Daisuke Yamashita, Department of Pharmacy , NHO Kyoto Medical Center
（Received Jun. 18, 2019, Accepted Jun. 12, 2020）
Key Words：medicine，prescription errors，medical safety